

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年八月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤圭竹

一 許可番号

令和五年五月八日

指令川建セ第〇四〇一九〇号

二 検査済証番号

令和五年七月二十七日

川建セ第〇五〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字太光百七十八番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川千六百十八番地

赤岩 芳昭